

「国民年金からのお知らせ」

年末調整や確定申告には「社会保険料(国民年金保険料)」

控除証明書」などの証明書の添付や提示が必要です

社会保険料控除の対象

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・住民税などの社会保険料控除の対象となります。

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合は、今年1年間に納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料を証明する書類の添付などが必要です。

毎年11月初旬に送付

生命保険会社などが発行する控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)が、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。

証明内容は本年1月から10月1日までに納付された国民年金保険料額と、年内に納付が見込まれる場合の納付見込額です。

納付忘れなどがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができま

2月初旬に送付される場合

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日以降に本年初めて保険料を納付した方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されます。

したがって、結果として、平成19年中に国民年金の保険料を納付した方の全員にこの証明書が送付されます。

年末調整または確定申告手続きの際は必ずこの証明書や領収証書を添付などしてください。

世帯で連帯して納付

国民年金保険料は、被保険者本人だけではなく、その世帯の世帯主及び配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税などの控除対象となりますので、このような場合は、年末調整などの手続きの際にご自身の社会保険料額と合算して申告してください。この場合は、ご家族分の証明書も申告する方の申告書に添付などする必要があります。

控除証明書Q&A

Q 「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、今年分として申告できますか?

A 今年分として申告できます。「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されている保険料額に、後から納

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(ハガキ)のレイアウト概要

親展 402-0000 山梨県都留市〇〇 △△ △△ 様 お問合わせ先など	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書		
	証明日 社会保険庁総務部経理課長 印	納付対象月欄 ※「済」又は「見」 で表示します。	
	①納付済 ②見込額 ③合計額		

※前年に年金加入記録がある方には、11月に送付する控除証明書の裏面に「平成18年の年金加入状況のお知らせ」が記載されています。

「ごみ減量化県民運動」  
「やまなしエコライフ宣言」  
「ごみ参加ください！」

私たちは、便利で豊かな暮らしを送っていますが、それに伴ってごみは増え続けています。

県と市町村では、関係団体の協力のもと、ごみ減量化県民運動「やまなしエコライフ宣言」への参加を呼びかけています。

「エコライフ宣言」とは、県が提案した様々なごみ減量化策の中からいくつかを皆さんが選んだうえで、実際に取り組む旨の宣言をしていただくとともに、その実践内容を登録するものです。

ごみを減らすには、日常生活のあらゆる場面で、ごみの減量を意識した行動が必要です。

ごみを減らす意思を全県に向けて宣言し、その取り組みを実践してみませんか。一人ひとりの小さな取り組みが、大きなごみ減量につながります。まずはできることから始めましょう。

登録先・登録方法

お住まいの市町村環境担当課または県へ、持参・郵送・FAXのいずれかで提出してください。

問合先

循環型社会推進課  
 ☎ 055(223)1506  
 FAX 055(223)1507